瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 入札(第3条—第7条)

第3章 随意契約(第8条・第9条)

第4章 公表方法(第10条)

第5章 雑則(第11条・第12条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約の透明性並びに競争の公正性を確保することで、 入札及び契約の適正化の推進並びに市民の信頼を確保するため、瀬戸市が行う工 事、製造の請負、物品購入、賃貸借、業務委託その他に係る入札及び契約に関す る情報の公表について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平 成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)に定めるもののほか、必要 な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「各課等」とは、瀬戸市予算及び決算規則(昭和40年 瀬戸市規則第17号)第2条に規定する各課等をいう。

第2章 入札

(発注見通しに関する事項の公表)

- 第3条 適正化法第7条第1項の規定による公共工事の発注の見通し(以下「発注 見通し」という。)に関する事項の公表は、当該年度に発注が見込まれる公共工事 及び公共工事に係る業務委託で、次の各号に掲げるものを除く公共工事及び公共 工事に係る業務委託について行うものとする。
 - (1) 公共工事にあっては、予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの
 - (2) 公共工事に係る業務委託にあっては、予定価格が130万円を超えないと見込まれるもの
 - (3) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、その行為を秘密に する必要があるもの
- 2 各課等の長は、発注見通しに関する事項の公表を行うため、毎年度、4月1日 以後遅滞なく、地区別発注見通し調書(以下「発注見通し調書」という。)を作成 し、行政課長に提出するものとする。

(発注見通しに関する事項の変更)

- 第4条 適正化法第7条第2項の規定による発注見通しに関する事項の見直しに係る公表は、前条第1項の規定により公表した発注見通しに関する事項に関し、前条第2項の規定により作成した発注見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合に行うものとする。
- 2 各課等の長は、前項の規定による変更後の発注見通しに関する事項の公表を行 うため、発注見通し調書を作成し、行政課長に提出するものとする。

(入札前の公表)

- 第5条 各課等の長は、工事、製造の請負、物品購入、賃貸借、業務委託その他に 係る入札(一般競争入札を除く。)の執行に関する事項について公表するものとす る。
- 2 前項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 工事、製造の請負、物品購入、賃貸借、業務委託その他入札の件名及び履行 場所
 - (2) 入札執行予定日
 - (3) 瀬戸市建設工事等に係る予定価格事前公表実施要領(平成15年4月1日施行)第2条に規定する公表の対象となる工事及び業務委託の予定価格
- 3 各課等の長は、第1項の規定により入札執行に関する事項の公表を行うため、 入札通知後遅滞なく、当該案件ごとに、入札執行予定調書(第1号様式)を作成 し、行政課長に提出するものとする。

(入札結果及び契約内容の公表)

- 第6条 各課等の長は、工事、製造の請負、物品購入、賃貸借、業務委託その他の 入札案件(次条において「公表対象案件」という。)に係る入札の結果及び契約に 関する事項について公表するものとする。
- 2 前項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 入札執行日
 - (2) 予定価格
 - (3) 最低制限価格
- 3 各課等の長は、第1項の公表対象案件に係る入札の結果の公表を行うため、開 札後遅滞なく、当該案件ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る調書を作成し、行政課長に提出するものとする。
 - (1) 一般競争入札又は指名競争入札を行ったとき 入札結果調書 (第2号様式)
 - (2) 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行ったとき 総合評価結果調書(第3号様式)

- 4 前項の調書を提出する場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者以外の者を落札者としたときは、その理由について、最低価格申込者を落札者としない理由書(第4号様式。以下「理由書」という。)を作成し、当該調書に添付するものとする。
- 5 各課等の長は、第1項の公表対象案件に係る契約に関する事項の公表を行うため、契約締結後遅滞なく、当該案件ごとに契約の内容について契約結果調書(第5号様式)を作成し、行政課長に提出するものとする。

(契約内容の変更)

- 第7条 各課等の長は、公表対象案件に係る契約金額又は履行期間の変更を伴う契約を締結したときは、変更後の契約及び変更に関する事項について公表するものとする。
- 2 各課等の長は、前項の変更後の契約及び変更に関する事項の公表を行うため、 変更契約締結後遅滞なく、変更契約結果調書(第6号様式)を作成し、行政課長 に提出するものとする。

第3章 随意契約

(契約結果及び契約内容の公表)

- 第8条 各課等の長は、工事、製造の請負、物品購入、賃貸借、業務委託その他の 契約に係る随意契約(施行令第167条の2第1項第1号、第3号及び第4号に 該当することを理由として締結したものを除く。)を締結したときは、当該契約の 結果及び契約に関する事項について公表するものとする。
- 2 前項の規定による公表については、第6条第5項の規定を準用する。 (特定の随意契約の公表)
- 第9条 各課等の長は、瀬戸市契約規則(昭和40年瀬戸市規則第18号)第26 条の2の規定による随意契約に関する事項を公表するときは、随意契約事前公表 調書(第7号様式。以下「随契事前公表調書」という。)及び随意契約事後公表調 書(第8号様式。以下「随契事後公表調書」という。)を作成し、行政課長に提出 するものとする。
- 2 各課等の長は、随契事後公表調書を作成した後に、契約額の変更を伴う契約を 締結したときは、随意契約変更公表調書(第9号様式。以下「随契変更公表調書」 という。)を遅滞なく作成し、行政課長に提出するものとする。

第4章 公表方法

第10条 行政課長は、次の各号に掲げる調書等及び各課等の長から提出された調

書等を速やかに公表するものとする。

- (1) 第3条第2項及び第4条第2項の発注見通し調書
- (2) 第5条第3項の入札執行予定調書
- (3) 第6条第3項第1号の入札結果調書、同条第4項の理由書(同項の規定により添付された場合に限る。)及び同条第5項の契約結果調書
- (4) 第7条第2項の変更契約結果調書
- (5) 第8条第2項の契約結果調書
- (6) 前条第1項の随契事前公表調書、随契事後公表調書及び同条第2項の随契変 更公表調書
- 2 前項の公表は、公衆の閲覧に供する方法で、行政課において行う。ただし、前項第1号の調書、同項第3号の入札結果調書及び同項第6号の調書については瀬戸市ホームページに掲載するものとする。
- 3 行政課長は、前項の規定により公表したときは、公表した日の翌日から起算して5年が経過する日まで閲覧に供するものとする。ただし、第1項第1号の調書については、当該年度の3月31日までとする。

第5章 雑則

(事務の取扱い)

第11条 入札及び契約に関する情報並びに随意契約の結果及び契約内容の公表に 関する事務は、行政課において処理する。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。 (瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要綱の廃止)
- 2 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要綱は、廃止する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。 (経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づいて作成されている様式は、 改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。